

顧客に対する事前説明

- ・販売または貸出の契約にあたり、顧客に対して文書を交付して、当該動物の特性、状態に関する情報を、十分に説明する必要があります。
- ・また、上記の説明について了解し、説明文書を受け取ったことについて、**顧客に署名等による確認を行わせる**必要があります。



目的

- ・顧客による安易な動物飼養の開始や、無理解な飼養による飼養放棄および虐待を未然に防止するため！

顧客に対して事前説明を行う事項

説明事項	販売業	貸出業
①品種などの名称	○	○
②性成熟時の標準体重、標準体長その他体の大きさに係る情報	○	
③平均寿命その他の飼養期間に係る情報	○	
④飼養または保管に適した飼養施設の構造・規模	○	○
⑤適切な給餌および給水の方法	○	○
⑥適切な運動および休養の方法	○	○
⑦主な人と動物の共通感染症その他、その動物が罹るおそれの高い病気の種類と予防方法	○	○
⑧不妊・去勢措置の方法およびその費用（哺乳類）	○	
⑨みだりな繁殖を制限するための措置（不妊・去勢の措置を不可逆的な方法で実施している場合を除く）	○	

顧客に対して事前説明を行う事項

説明事項	販売業	貸出業
⑩遺棄の禁止その他の動物に係る関係法令の規制内容	○	○

動物愛護管理法に関連する説明事項 (飼い主の責務)

- ・ 愛護動物のみだりな殺傷、虐待、遺棄（捨てること）の禁止
- ・ 終生飼養：寿命の長さ、しつけの必要性、動物の特徴等
- ・ 健康管理：病気等への適切な対応、治療費・餌代等の経済的負担等
- ・ 近所への配慮：猫の室内飼育の推進、犬の放し飼い禁止等
- ・ 安易な繁殖および飼養をしない、させない：不妊去勢手術の普及等
- ・ 人と動物の共通感染症の正しい知識の普及：手洗い、消毒、予防法等
- ・ 狂犬病予防法の遵守：飼い犬の登録、狂犬病予防注射の接種
- ・ 個体識別の徹底：鑑札、迷子札、マイクロチップの装着（災害対策）
- ・ 動物が行方不明になった際の措置：保健所、警察、市役所への通報

※動物取扱業者には、「命あるもの」を大切にすること、顧客に伝える責任があります！

顧客に対して事前説明を行う事項

説明事項	販売業	貸出業
⑪性別の判定結果	○	○
⑫生年月日（輸入等により明らかでない場合は、推定される生年月日および輸入年月日等）	○	
⑬不妊・去勢措置の実施状況（哺乳類）	○	○
⑭生産地等	○	
⑮所有者の氏名（自分が所有しない動物を販売しようとする場合）	○	
⑯その動物の病歴、ワクチン接種状況（証明書交付）	○	○
⑰その動物の親、同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況 ・哺乳類に限る ・関係者からの聞き取りも困難である場合を除く	○	
⑱その動物の適正な飼養または保管に必要な事項	○	○